

投信等に関する改正時価算定適用指針案、公表—ASBJ

去る1月15日、企業会計基準委員会は第449回企業会計基準委員会を開催した。主な審議事項は次のとおり。

改正時価算定適用指針案

投資信託等に関する取扱いを定めた企業会計基準適用指針公開草案71号（企業会計基準適用指針31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」について、文案が示され、審議された。

委員全員の賛成で公表議決された（1月18日公表。コメント期限は3月18日。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2021/2021-0118.html 参照）。

リース会計基準の改正

わが国のリース会計基準の改正に関して、セール・アンド・リースバックについて、議論が行われた。

セール・アンド・リースバック取引における資産の譲渡が収益認識会計基準の売却に関する規定を満たす場合の中間的な買手の会計処理については、買手

グループ通算制度に税効果会計を適用する場合の取扱い

開発の基本的な方針等の論点について検討が行われた。

保証債務等の注記について、委員から「利用者への有用性がどこまであるか疑問」等の理由で、「通算グループ内の会社ごとに連帯納付義務を履行する可能性を評価して、可能性が極めて低いと判断した場合には、注記を要しない」とする案ではなく、「連結納税制度における取扱いを踏襲し、通常は、連帯納付義務を履行する可能性が極めて低いとの表現を引き継ぐ」とする案への賛成意見が多く聞かれた。

また、一括借上契約と建設請負工事と同時に締結される場合の会計処理については、工事請負契約による利益を建物の売却益と同様に会計処理することが整合的であると考えられるが、収益認識のパターンとの関係も整理する必要があるため、事務局案は示されなかった。

会計

グループ通算制度に関する実務対応報告案の2月公表は困難？

—ASBJ、税効果会計専門委

去る1月21日、企業会計基準委員会は第69回税効果会計専門委員会を開催した。前回（本誌2月1日号（No.1601）情報ダイジェスト参照）に引き続き、グループ通算制度に税効果会計を適用する場合の取扱いが検討された。

文案の提案

これまでの審議や事務局提案に基づき、目的や会計処理等を中心とした新たな実務対応報告の文案が事務局より示され、意見聴取が行われた。ただし、現在検討中となっている「投資簿価修正に関する会計処理」、「保証債務等の注記」、「適用時期等」

の論点や「結論の背景」等は含まれていない。

なお、実務対応報告5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」および実務対応報告7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（以下、2つをまとめて「旧実務対応報告」という）は廃止することが想定されている。また、新たな実務対応報告では旧実務対応報告のようなQ&A形式にはなっていない。

*

事務局提案に対し、専門委員から『通算前所得』のようなこれまでの課税所得と違う概念

国際会計

GICの開示に関する教育文書、公表—IASB

去る1月13日、国際会計基準審議会（IASB）は、継続企業

業の前提に関する開示を取り扱う教育文書「継続企業の前提—開示へのフォーカス」を公表した。

公表の背景

IFRSに基づいて財務諸表を作成する企業は、継続企業の前提に基づくことができるかを

が出てきているので、『設例』などでわかりやすく適用のしかたをみせられるとよいのでは、「旧実務対応報告で定めているもののうち、どの内容を踏襲し、どれを引き継がなかったのかを明確にしていたきたい。たとえば新旧比較表のような形で示すことはどうか」という意見が寄せられた。

なお、事務局から今後の見通しについて、「今の審議状況をみると、現在の『今後の計画』に示されている2月に公開草案を公表するという目標は達成できないだろう」という趣旨の発言があった。

の表示」に従って、主に次のように検討を進めることになる。

① 継続企業の前提に関して重要な疑義がない場合

作成の基礎は継続企業を前提とし、開示においては作成の基礎を記載し、継続企業の前提に関して特別な開示はされない。

② 継続企業の前提に関して重要な疑義があるが、緩和措置により継続企業の前提が適切であると十分に判断でき、重要な不確実性がない場合

作成の基礎は継続企業を前提とし、開示においては作成の基礎を記載し、重要な判断がある場合にはその内容を記載する。

③ 継続企業の前提に関して重要な疑義があるが、緩和措置により継続企業の前提が適切であると十分に判断でき、一方

で重要な不確実性が残る場合
作成の基礎は継続企業を前提とし、開示においては作成の基礎を記載し、重要な不確実性、および重要な判断がある場合にはその内容を記載する。

④ 清算を決定する、または事業を中止する、もしくはそのような以外現実的な選択肢がない場合
作成の基礎は継続企業を前提とする以外の方法となり、開示においては限定的な特定の定めを記載する。

金融

デフレ進行を防いだ2020年

総務省が1月22日に発表した2020年の消費者物価指数を

ト台のままなので、ミスリードとなる表現との指摘もある。

前年比で見ると、総合指数は同水準、生鮮食品を除く総合指数

2020年の内訳をみると、「教育」が前年比7.8%減で

は0.2%の下落、生鮮食品およびエネルギーを除く総合指数

最も寄与度が大きい。これは、2019年10月に始まった幼児

は0.2%の上昇で、総じて横ばいだったといえる。生鮮食品

教育・保育の無償化の影響があると考えられる。さらに、「光熱・水道」が2.4%減、「教養・娯楽」

を除く総合指数から「コロナ禍でデフレ感が強まる」といった

が0.6%減の順で続き、全体の物価下落に寄与している。こ

自体は3年連続で101ポイント

うしてみると、主に経済活動の

会計・監査 カナメの要

会社の違法行為と公認会計士

公認会計士
手塚 仙夫

公認会計士がその業務のなかで、会社の違法行為に気づいた場合どのように対応すればよいのだろうか。

この問題の最初の論点は、違法行為の範囲である。違法行為の範囲については明確な定義は示されていない。公認会計士の行う業務は、通常財務・会計に関

わるものが大部分であるが、監査業務と非監査業務に分けて規則化していることから、必ずしも財務・会計に関するものだけ

ではなくそれ以外のものについても、対象になる可能性があることは考えておく必要がある。

次の論点は、違法行為を積極的に発見することが必要かであるが、制度的にはこれも明確に示されていない。常識的に考えて、「たまたま気づいたとき」どの

ように対応するかという取扱いが制度化されていると理解すればよいと考える。

それでは、制度について説明するが、2つの制度がある。

1つ目は、日本公認会計士協会が定めている倫理規則の2018年7月改正により導入された。日本公認会計士協会は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）のメンバーであること

から同審議会の作成する倫理規則を原則同じ内容で導入する必要があるが、国内法で特別な取扱いがある場合はそれを尊重することが認められている。

倫理規則のポイントには、違法行為に気づいたときは、公認会計士はその内容について、経営者および監査役等と情報を共有し

会社側の適切な対応を促すというものである。もし、会社が適切な対応をしなかった場合、公認会計士は当該業務の辞退あるいは契約の解除を検討することになる。IESBAの倫理規程

では、公認会計士が規制当局に通報する義務を負っているが、日本では業務の守秘義務により、会社が同意しない限り通報はできないこととされた。

2つ目の制度は、金融商品取引法193条の3の法令違反等事実を発見した場合の対応である。

まず、法令違反等の事実の範囲については、「財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実」と規定されているので、おおむね財務・会計に関するものと理解できる。このような事実を監査の過程で発見した場合、公認会計士（監査法人を含む）は経営者および

監査役等に書面で適切な措置を求めなければならない。もし、会社が適切な措置を取らなかった場合、公認会計士は内閣総理大臣に対しその事実を通知しなければならない。倫理規則との大きな違いはこの規制当局への通知義務である。

このように、2つの制度によりその対応が求められているが、この問題は簡単に対応できるものではない。最後に実務上の課題を説明しておく。

1つ目の課題は、違法性の判断の問題である。最終的には法律判断で確定するものであることから、裁判で決着する前に行動を起こさざるを得ないが、違法性がなかった場合公認会計士の責任問題はどうか。極めて判断が難しい問題である。

2つ目の課題は、監査業務の場合は監査意見への影響をどのように判断するかである。裁判結果が出ていない時点で限定意見がつけられるかどうかである。

3つ目の課題は、裁判での結論が出ていない状態で、契約解除を行った場合、最終的に「白」であったとき、契約上の義務違反を問われることはないか。このように課題が多いテーマである。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年 1月15日	在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)	国税庁	従業員が在宅勤務を実施した際、従業員が負担した通信費・電気料金に係る業務使用分の計算方法、在宅勤務手当や事務用品等支給時の給与課税の有無、レンタルオフィス使用料の取扱い等について、取りまとめられたもの。 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf	—
2021年 1月18日	事業報告等と有価証券報告書の一体的開示FAQ(制度編)	経産省	2018年12月公表の「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」において一体的開示の記載例が公表されたことを踏まえ、一体的開示を企業が取り組むことが容易になるよう取りまとめられたもの。 https://www.meti.go.jp/press/2020/01/20210118001/20210118001.html	—
2021年 1月18日	監査・保証実務委員会研究報告「事業報告等と有価証券報告書の一体開示に含まれる財務諸表に対する監査報告書に関する研究報告」(公開草案)	JICPA	経産省より公表されたFAQ(上記)とあわせて、企業が一体開示を行う際に監査人が留意すべき事項、一体開示を行う場合の監査報告書の文例(案)等を取りまとめたもの。コメント期限は2月1日まで。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210118jeg.html	—
2021年 1月22日	会社法改正に伴う各種モデルおよび事務取扱指針の改正	全国株懇連合会	2021年3月に改正会社法が施行されることに伴い、「定款モデル」、「事業報告モデル」、「招集通知モデル」、「株主総会参考書類モデル」、「決議通知モデル」、「株主総会の議決権不統一行使に関する取扱指針」を改正するもの。 http://www.kabukon.net/pic/study_2021_01.pdf (趣旨) http://www.kabukon.net/pic/study_2021_02.pdf (新旧対照表)	—

縮小による物価下落とみられるのは、電気代などの「光熱・水道」のみで、むしろ「教育」と「教養・娯楽」のマイナスを合わせると、それを外食や生鮮食品以外の「食料」の値上がりで打ち消す形だ。

大きな物価下落要因は、幼児教育・保育の無償化とGOT・トラベル事業であるが、どちらも物価下落が需要を喚起する効果があり、政府支出があるという二重の意味で、物価下落の連鎖から来るデフレ感とは直接つながらないとの声もある。ただし、総務省が試算したGOT・トラベル事業の影響を除いた宿泊料の前年同月比では、2020年8月の7.1%減を最大幅に、需要期である12月でも0.9%減と総じて価格低下傾向が顕著だ。

一方、日銀が1月に公表した「経済・物価情勢の展望」によると、GOT・トラベル事業による2020年度の消費者物価への直接的な影響を一定の前提に基づき試算すると0.2%ポイント減としている。総じて物価をみる限り、昨年はいわれるほどデフレは進行せず、持ちこたえることができた年だったとの見方もある。

証券

コロナ禍に向き合う各国の株式市場

2020年11月頃から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大第3波はこれまでに最も手強いとみられている。さらに、従来のものより感染力が強いという変異種の感染者がわが国でも確認され、日本政府も再び緊急事態宣言に踏み切った。

国の株価は下落気味になってきた。欧州主要国(イギリス、フランス、イタリア、スペイン、ドイツ)、そして中南米のブラジル、メキシコなどの有力国が株価調整に入った印象を受ける。

欧米主要国も似たような状況だ。日本より一足早く感染者数はピークアウトしたようにみえるものの、はつきり減少傾向には転じず、高水準にとどまっている。感染状況が落ち着いてきた中国も一部の地域で感染者の発生が再拡大しつつある。

他方、株価調整に入っていない日米株式市場の現状をどう考えればよいか? 米株価は、NYダウとナスダックが交互に悪役、善人役を務め、結果として上がっていくような構図がみられる。通例、新大統領の就任後は100日間のハネムーン期間があるとされ、米株価は少なくとも4月頃までは安定することが期待されると考えられる。

そのため、米市場に連動、追隨する日本市場でも株価樂觀論、日経平均3万円論が語られる可能性もある。他方、コロナ禍対応への批判もあり、菅内閣の支持率は下降が続いている。日本市場は政治の混乱というリスクも考慮する時期に入ってきたとの懸念もある。

しかし、世界の株式市場をよくみると、1月中旬から株高に分裂傾向がみられるようになっていく。コロナ禍が深刻な主要